

令和7・8年度小規模修繕事業者登録 実施要領

令和7・8年度において、戸田市（上下水道事業を含む。）が発注する50万円以下の小規模修繕の見積合わせ等に参加を希望する者は、小規模修繕事業者登録申請書を提出するものとする。

1 受付業種（登録は上下水道事業を含む。）

小規模修繕

※ 令和7・8年度物品等競争入札参加資格審査の申請には小規模修繕の業種が含まれていないため、小規模修繕登録希望者はこの登録申請を行うこと。

2 対象者

登録ができる者は、戸田市内に本店を有する法人又は戸田市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業主であって、次の(1)から(5)までのいずれにも該当しない者とする。

※ 市外に本店を有する場合、又は市外に事業所を有し、自宅のみ市内にある場合は登録できない。

- (1) 対象契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 次に掲げる税を滞納している者
 - ア 法人税（個人にあつては、所得税）
 - イ 消費税及び地方消費税
 - ウ 市税
- (3) 戸田市建設工事等入札参加資格者名簿（建設工事の請負に係る業種に限る。）に登載されている者
- (4) 対象契約の履行に当たって、法令の定めにより必要となる許可、免許又は登録を受けていない者
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、市長が不適格であると認める者

3 受付期間

令和7年4月1日から名簿登載を希望する場合は、以下の期間内に申請書及び実施書類を提出すること。

令和6年12月24日（火）から令和7年3月14日（金）まで 【必着】

なお、上記期間後も申請は随時受付を行う。随時受付の場合、名簿への登載は審査完了の翌月からとなる。

※ 上記期間内の申請であっても、書類不備等の修正が期間内に完了しない場合は、名簿登載時期は随時受付分と同様となる。

4 資格有効期間

令和7年4月1日（火）から令和9年3月31日（水）まで
随時受付の場合は、名簿登載の日から令和9年3月31日（水）まで

5 受付方法

申請書及び添付書類を郵送または持参により受け付ける。

[送付先] 〒335-8588

埼玉県戸田市上戸田1-18-1

戸田市役所 総務部 管財入札課 入札担当 宛

6 提出書類

別紙「小規模修繕事業者登録申請書記載要領」のとおり

7 問い合わせ先

管財入札課入札担当：電話 048-291-8246（直通）

（土・日・祝日・年末年始及び平日の12:00～13:00を除く。）

8 その他

申請の結果公開は、毎月月初の小規模修繕事業者登録名簿の更新をもって行います。個別の結果通知は行いません。名簿は戸田市ホームページにて公開しておりますので、各自でご確認ください。